

令和2年第4回阿波市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和2年12月8日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 武澤 豪	2番 北上 正弘
3番 後藤 修	4番 坂東 重夫
5番 藤本 功男	6番 笠井 安之
7番 中野 厚志	8番 笠井 一司
9番 川人 敏男	10番 檜原 伸
11番 松村 幸治	12番 吉田 稔
13番 森本 節弘	15番 檜原 賢二
16番 木村 松雄	17番 阿部 雅志
18番 出口 治男	19番 原田 定信
20番 三浦 三一	

欠席議員（なし）

会議録署名議員

16番 木村 松雄	17番 阿部 雅志
-----------	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井 正助	副市長 町田 寿人
副市長 春木 尚登	教育長 高田 稔
企画総務部長 野崎 圭二	市民部長 矢田 正和
健康福祉部長 妹尾 浩子	産業経済部長 岩佐 賢二
建設部長 川野 一郎	水道部長 藤野 芳大
会計管理者 藤川 靖人	教育部長 阿部 仁子
危機管理局長 吉川 和宏	企画総務部次長 坂東 孝一
市民部次長 大森 章司	健康福祉部次長 稲井 誠司
産業経済部次長 森 克彦	教育部次長 森北 博文
教育部次長 森友 邦明	吉野支所長 石川 久
土成支所長 伊坂 好史	阿波支所長 林 英司
農業委員会事務局長 岩野 竜文	監査事務局長 寺井 加代子

財 政 課 長 大 倉 洋 二

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 猪尾 正

事務局議事総務課長 笠井 久美代

事務局議事総務課長補佐 藤岡 知寛

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 100号 令和2年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について

日程第 3 議案第 101号 令和2年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 4 議案第 102号 令和2年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第 5 議案第 103号 阿波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

日程第 6 議案第 104号 阿波市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

日程第 7 議案第 105号 阿波市印鑑登録条例の一部改正について

日程第 8 議案第 106号 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 9 議案第 107号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 10 議案第 108号 阿波市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

日程第 11 議案第 109号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 12 議案第 111号 土成健康センターの指定管理者の指定について

日程第 13 議案第 112号 土柱休養村センターの指定管理者の指定について

日程第 14 議案第 113号 市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について

日程第 15 議案第 114号 阿波市立図書館等の指定管理者の指定について

日程第 16 議案第 115号 阿北環境整備組合を組織する地方公共団体の数の減少及び阿北環境整備組合の規約の変更について

(日程第2～日程第16 質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（松村幸治君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（松村幸治君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回は引き続き行います。

まず初めに、9番川人敏男君の一般質問を許可いたします。

9番川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 川人敏男、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、藤井市長には、再度市長選に出馬されるとのこと。ぜひとも頑張っていたきたいと思います。

私は、藤井市長の4年間の市政運営を目の当たりにし、ご自身が阿波町役場、市役所で育んでこられた公務員としての生真面目さ、律儀さ、人の話に耳を傾ける謙虚さ等の優れた人柄をかいま見ました。

市長にご当選されますと、政治家を演じようとして背伸びした気負いの一面も見られます。とにかく自然体で、公務員市長として生きる道が最もふさわしいと思います。当選の榮に浴したならば、謙虚で手堅い行政を期待しております。

それでは、質問に入ります。

第1問は、二元代表制についてであります。

この二元代表制についてであります。議会審議が健全なルールに基づいて行われているかどうかをチェックします。

井の中の蛙大海を知らずということわざがありますが、役所の殻に閉じ籠もっていると、いつの間にか基本的ルールを忘れてしまうようです。

去る9月議会で、市長が議会に対して一方的にルール破りをしました。その状況を2つの側面から検証します。

1つは、私ども議員は、議会での質問内容を事前に議長に提出し、さらに答弁の準備を

万全にするために、市長に通告する事前通告制をルール化しています。

9月議会当時の経緯を振り返ってみます。

2会派の議員が、新しいごみ処理施設の候補地をどこに決めたのか、また進捗状況はどうなっているか等の質問内容を事前に通告してありました。ところが、質問する何日前の徳島新聞に、最優先候補地は吉野町と、市長のコメント入りででかでかと掲載されました。さらに、代表質問当日に、吉野町を除外する方針と新聞報道がありました。

新しいごみ処理施設の建設は、本市最大の懸案事項であり、丁々発止と議会審議すべき課題です。それを市長が事前通告制を逆手に取ってマスコミに公表するというルール破りをしたことです。

さらに、もう一つは、地方自治法に定める二元代表制の根幹をないがしろにしたことです。

そもそも私ども議員は、市民の直接選挙で選ばれ、市民代表として、議案の議決権などの行使によって市政運営をチェックします。市長も市民の直接選挙で選ばれ、市政運営の責任者として、予算や条例などの提出や人事管理などの権限を行使します。

このように、議会と市長は互いに協力、牽制しながら、本市の発展に寄与する仕組みとなっております。これが二元代表制です。

ご承知のように、市政運営をチェックし、協力、牽制するのは議会の審議を通じてです。したがって、通告がある質問内容を事前にマスコミに公表することは、議会審議を阻害し、議会を軽視した行動です。市長ご自身がルールを無視しました。これはレッドカードです。

議会と市長は、よく車の両輪に例えられます。しかし、決定的な違いがあります。それは、市長が予算の執行権を持ち、財布のひもを握っていることです。

大半の議員は、市長室詣でをし、陳情、忖度をお願いしています。このため、議員は借りがで、市長に遠慮しているかのようです。こうしたことが繰り返された結果、市長は上辺は丁寧ですが、いつの間にか上から目線でおごりが感じられます。

要するに、市長は市政運営のバイブルとなる地方自治法や行政法をどこかに置き忘れていたかのようです。また、私ども大半の議員は、寄らば大樹の陰と市長の傘の中に入り、チェック機能を十分果たしてないと考えます。市長も、私ども議員もともに反省し、市民の負託に応える必要があります。

そこで、1点目は、事前通告制、二元代表制のルールを破りましたが、その意図はどこ

にあるのか。併せて、議会に対する基本的認識を伺います。なお、これまで類似した事案が複数回ありました。委員会でも注意を喚起しましたが、二度あることは三度あるとならないために質問するものです。

2点目は、毎議会、毎議会、冒頭で行政報告をいただいておりますが、中央省庁への陳情とか行事の報告で退屈な内容です。今後は、コロナウイルスへの対応、新しいごみ処理施設の取組、鳥インフルエンザ等の現状、問題点、対策を整理、分析し、市政運営の所信に変更してはいかがかと提案します。市長のお考えを伺います。

○議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 川人議員からは一般質問の1問目、二元代表制について、2点質問をいただいております。順次、説明をさせていただきます。

最初に、1点目の二元代表制についての事前通告制、二元代表制のルールを破りましたが、その意図はどこにあるのか。併せて、議会に対する基本的認識を伺うとのご質問に答弁させていただきます。

地方自治体では、首長と市議会議員は直接選挙により、市民から選ばれる二元代表制の制度を取っております。首長と議会が相互の抑制と均衡によって緊張関係を維持しながら、自治体の運営基本方針やその執行を監視、チェックし、また積極的な政策提案をいただき、政策形成を行っていくことが二元代表制の本来の姿であると考えております。

そして、川人議員が言われました、令和2年第3回阿波市議会定例会において、木村議員、阿部議員より、阿波市議会会議規則に基づき、新ごみ処理施設について、発言通告書の提出をいただいております。しかし、質問当日の地元紙において、中央広域環境施設組合議会並びに阿波市議会においても表明していなかった新ごみ処理施設建設候補地について報道がなされました。

この件につきましては、9月17日に開催されました文教厚生常任委員会の場におきまして、川人議員から二元代表制で選出された市議会議員、また議会を軽視するものではないかとの質問を受けました。

木村議員、阿部議員より代表質問をいただきながら、答弁を行う前に地元紙に報道がなされたことにつきましては、議会軽視と言われても致し方ない部分につきましては、十分反省の上、行政運営に生かしたいとの答弁をさせていただきました。

今後におきましては、市政運営に当たっては、理事者側と市議会が車の両輪として、阿波市の発展を目指すことができるよう知恵を絞り、創意工夫を重ねながら、多くの方々に

愛され、選ばれる、そして将来に夢を持てる阿波市の創造に向けて、さらに議会との連携、強調を密にし、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目といたしまして、議会冒頭の行政報告は、市政運営の基本方針にしてはいかかかと提案するとの質問について答弁させていただきます。

行政報告につきましては、市長が市議会定例会ごとに市政の重要課題等として、主要施策の事業の現状、また進捗状況、そして主要な行事、加えて国等に対する要望活動などを開会日及び閉会日にご報告をさせていただいているところであります。

また、定例会ごとに、適宜当初予算の編成や組織再編、企業立地など、また最近においては、新型コロナウイルス感染症対策についての対応方針などを報告させていただいております。

川人議員ご質問の行政報告を市政運営の基本方針にしてはというご提案につきましては、今後の行政報告をさらに充実させ、ご報告ができますよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 1問目につきましては、今後どうするかについて具体的なことがありませんが、要するに市政運営の重要な議案については全員協議会等を開催するなどして、議会に情報開示していただけるものと、こういうふうを受け止めております。異論があるのであれば、再度答弁をお願いします。

それから、2問目につきましては、行事とか東京への陳情等だけでなく、タイムリーに市政の重要課題の所信を加えていくということで了解します。

以上をもって第1問目は終わります。

続きまして、2問目に移ります。

2問目は、新しいごみ問題のごみ処理施設についてです。

ごみ処理施設の建設が迷走しています。泥沼状態の憂慮される状況になってきました。今後、どう進めるかについてお伺いします。

さて、新しいごみ処理施設の建設に向けて、一部事務組合の管理者である市長は燃料化方式を推し進めています。リスクの多い方策で突き進んでおり、心配です。

また、最優先候補地を吉野町が最適と判断しました。

さらに、目まぐるしく方針が変わります。



9月議会代表質問当日に、追い打ちをかけるように、新しいごみ処理施設の最優先候補地について吉野町を外す方針と、徳島新聞の報道で知りました。

大切な情報は議員に直接ではなく、マスコミを通じて知らされます。人柄の藤井市長と好意的に受け止めていたので、失望を禁じ得ません。

また、2年間にわたって協議、決定した最優先候補地を、周辺住民と僅か2回の話合いで断念したのは、いかにも拙速な判断です。地元自治会の説明会に、あらかじめ戦術や戦略は練られたのでしょうか。

市と地元自治会が協定書を結んでいたことは周知の事実です。地元住民と真っ正面から衝突すると、腰が砕けて早々に退散したと市民の目には映っているようです。

一方、全国津々浦々、本市と同規模の市町村では、迷惑施設に関しては、トップが説明会への入場拒否や座込み等のハードルを乗り越え、対話を重ね、徐々に信頼関係が醸成されています。

私は鳴門市をはじめ、九州地方の2か所を調査しました。

鳴門市は、85回の交渉のうち、当時の市長が出席したのは79回に及ぶと伺っております。それぞれのリーダーは、周辺住民との対話に必死の努力を重ねています。ちまたでは、新聞報道で迷走するごみ施設の現状を知り、市長のこんな取組ではお先真っ暗だとか、次の候補地でも住民の反発は避けられない泥沼の状態になってきたといった声があちらこちらから聞こえてきます。

リーダーは右往左往せずに、結果を出すために腹の据わった取組が欠かせません。結果が全てです。トップが動かぬ王様を決め込んでいては、阿波市は沈没します。やみくもに動いても傷を深くします。要は、事業に対する理念、コンセプト及び戦略、戦術が必要です。

新しいごみ処理施設は、もともと困難である上に、一連の迷走でさらに10倍も難しくしてしまいました。しかし、本市にとって絶対に必要な施設です。このため、新しいごみ処理施設の確かな完成予想図を見据えて、改めて検証する必要が欠かせません。

そこで、1点目は、ある日突然、燃料化方式を打ち出したり、建設候補地を吉野町と決めて、直後に撤回するなど、一貫性がなく行き当たりばったりです。これは、この大プロジェクトに理念が欠けているのではないかと考えます。基本コンセプトは作成しましたか。また、作成してないのであれば、今から作成するつもりはありますか。

2点目は、吉野町を除外した問題と燃料化方式は、いずれも相手側の事情が成否の分か

れ道となり、同じスキームと考えられます。しかし、一方は白紙に戻し、一方は推薦する、その違いについて答弁を求めます。

3点目は、市長は何度も新しいごみ処理施設は、2025年7月に完成させると申しましたが、今でもその約束は果たせるお考えですか。現時点で、実現性のあるスケジュール等を基に、どういう取組をされるのか、ご答弁を願います。

○議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 川人議員の一般質問の2問目、新しいごみ処理施設について2点、私のほうから答弁をさせていただきます。

1点目の、なぜ基本コンセプトを作成しなかったのか、今からでも作成するつもりはあるのか伺うについて答弁させていただきます。

新ごみ処理施設整備を推進するための最適な処理方式、施設整備内容、施設整備スケジュール等の基本事項、方針等を策定するため、中央広域環境施設組合が平成31年度に4つの基本方針として、まず1つ目に環境に優しい施設、2つ目に経済的に優れた施設、3つ目に循環型社会の形成、推進に寄与する施設、4つ目に安全・安心な施設をコンセプトとした新ごみ処理施設整備基本構想を策定し、施設整備に努めております。

2点目の吉野町を最優先候補地から除外した問題と燃料化方式は同じスキームと考えられる。しかし、一方は白紙に戻し、一方は推進する、その違いについて答弁を求めるについてであります。後藤議員の代表質問でも答弁いたしました。新ごみ処理施設建設候補地につきましては、本市を含む、板野町、上板町の3市町による新ごみ処理施設整備検討会において、学識経験者の方にも委員としてご参加をいただき、慎重に協議を重ね、最有力候補地の報告をいただきました。

しかしながら、地元説明会の場において、中央広域環境センター建設時の協定書の約束履行を求める声が強く、断念せざるを得ませんでした。これらのことから、阿波市阿波町、阿波市市場町、板野町、上板町において、令和2年11月2日より、改めて新ごみ処理施設建設候補地の公募を開始したところであります。

新ごみ処理施設の処理方式につきましては、本市を含む、板野町、上板町の3市町による新ごみ処理施設整備検討会における検討の結果、燃料化方式としております。この方式は、微生物の力で、可燃ごみを燃やすことなく、発酵、乾燥させ、石炭の代替燃料にするものです。

新ごみ処理施設からの固形燃料の品質は高品位なものとなり、化石燃料と比較しても

CO<sub>2</sub>の削減など、環境負荷が少なくなるというメリットがあり、国が掲げた2050年までに地球温暖化ガス実質ゼロに向け、民間企業に積極的に利用していただけるものだと考えております。

次に、燃料化方式のメリットといたしましては、二酸化炭素の排出の抑制、ダイオキシン類などの有害物質が排出されない。また、ごみとして出された紙、プラスチック、ビニールなどは最終的には固形燃料として使用され、循環型社会形成の推進となることなどが挙げられ、環境に優しいごみ処理方式となっております。

こうしたことから、令和元年12月25日に開催した、本市を含む板野町、上板町の3市町による中央広域環境施設組合議会全員協議会に提案を行い、ご承認をいただき、燃料化方式の導入が決定いたしました。

しかしながら、この燃料化方式の課題として、固形燃料の販路の確保が上げられます。

現在、新型コロナウイルスの影響により民間企業と接触ができない状況ですが、今後においては、こうした販路の確保についても全力で取り組んでまいります。

このようなことから、最優先候補地の吉野町の土地を断念したとはいえ、燃料化方式を推進することには変わりはありませんので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 川人議員の一般質問、新しいごみ処理施設について、市長は新しい施設は2025年7月に完成させると表明しているが、現時点で変わらないかについての質問に答弁をします。

令和2年第3回阿波市議会定例会におきまして、阿波市吉野町、土成町については協定書を遵守し、建設候補地から除外すると、私のほうから答弁をさせていただきました。その後、本市を含む板野町、上板町の3市町による新ごみ処理施設整備検討会で協議を行いまして、令和2年11月2日より、阿波市阿波町、阿波市市場町、板野町、上板町において、新たに新ごみ処理施設建設候補地について公募を開始しているところでございます。

新ごみ処理施設整備基本構想に基づく具体的な施設整備スケジュールといたしましては、令和2年度内に建設候補地選定委員会におきまして、建設候補地を確定することとし、令和3年度には、循環型社会形成推進地域計画策定並びに測量、地質調査を開始したいと考えております。

さらに、令和4年度には、ごみ処理施設整備基本計画策定、生活環境影響調査、都市計

画等決定手続、施設建設発注手続を開始しまして、令和5年度において、施設建設工事を開始することと考えています。年度内の建設候補地の確定に向けまして、全力でこれから取り組んでまいりたいと考えております。

現施設は、稼働期間が2025年7月31日までとなっていることから、既に5年を切っておりますが、市民生活に支障を来さないよう、また安全・安心に生活できますよう、2025年8月1日稼働開始に向け、中央広域環境施設組合の構成団体である板野町、上板町と協議を重ねながら、新ごみ処理施設整備につきまして、スピード感を持って取り組んでまいりたいと、このように考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 第1点目についてですけれども、基本コンセプトを作っていたということは十分知らなかったんで、大変失礼しました。ただし、この基本方針が十分議論されたのかどうかは検討の余地があります。

さて、ごみ処理施設の近年の実績は、燃焼、燃やすほうですね、燃焼化方式で、特にストーカ方式が大半を占めています。事業手法も、安心・安全な施設を目指し、行政自らが施設整備を行い施設を直接運営する、あるいは運営委託する公設公営方式がほとんどです。

そうした中で、なぜ燃料化方式にこだわるのか、理解に苦しみます。

これは、ただ全国で1か所しかありません。燃料化方式では、固形燃料の搬出先の市町村、事業所に拒否されたり、民間企業に委託するので、倒産とか事故等による相手側の事情でごみ処理がストップします。

そこで、施設建設に着手する前に、固形燃料の搬出先の確保ができる見通しがあるのかどうか、お伺いします。

次に、経済性に優れた施設を目指していますが、燃料化方式に要する全体事業費は幾らですか、お伺いします。

それから、ごみ施設の2025年7月に完成させるという件については、建設候補地を今年度内に確定するというスケジュールでありますけれども、これはとても困難で、その場逃れのつじつま合わせの答弁です。

真摯な答弁が、時間がかかっても市民の信頼感を得られること。ひいては、ごみ問題に理解を得られることにつながると考えています。市長には、裸で市民の中に飛び込んでほ

しいと願っています。

○議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 川人議員より一般質問の2問目、新しいごみ処理施設についての再問を2点答弁させていただきます。

まず、再問の1点目の施設建設に着手する前に固形燃料の搬出先の確保ができる見通しがありますかについてでございますが、川人議員ご質問のとおり、今回導入する燃料化方式については、固形燃料の搬出先の確保という解決しなければならない課題がございます。

先ほども答弁いたしましたとおり、現在新型コロナウイルスの影響により、民間企業への視察、訪問も難しい状況もありますが、中央広域環境施設組合の構成団体である板野町、上板町とも情報を共有しながら、搬出先の確保について取組を進めてまいります。

一方、民間企業への搬出先の確保も重要ではありますが、固形燃料について有効活用の方法を広く検討していく必要があるものと考えており、例えば農業分野や温泉施設などでの有効活用ができないかなど、国や県に助言をいただきながら、また有識者からの意見をいただくなど、今後研究、検討をしてまいりたいと考えております。

続いて、2点目の経済性に優れた施設を目指していますが、燃料化方式に要する全体事業費は幾らか、その内訳をお示しいただきたいについてでございますが、これにつきましては、新ごみ処理施設の建設事業費については、約35億円程度を想定しております。なお、この事業費には地盤改良費や用地取得費は含まれておりません。

また、参考ではございますが、日本で最初のトンネルコンポスト方式を導入した香川県三豊市の事例ではございますが、運営方式は民設民営方式で、総事業費は約16億円。うち造成費が1億円とお聞きしております。なお、三豊市の令和2年10月末の人口については、6万1,701人となっており、本市、板野町、上板町を合わせた吉野川市を除く、当組合と同程度の人口となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） ただいまるるご答弁いただきましたが、まず固形燃料の搬出先ですけれども、この答弁を見ますと、有効活用の方策を広く検討していく、有識者の意見をいただくなど、今後研究、検討をしていくと。今の段階でこういう悠長なことで、果たして2025年までに施設ができるのかどうか、大変憂慮されるスケジュールでないかと思

います。

次に、新ごみ処理施設の建設事業費につきましては、香川県三豊市の事業については、それらを参考にして35億円程度を予定しているそうです。今の施設では大体87億円ぐらいかかったと聞いておりますので、それからいくと非常に安上がりの施設であると。ただし、この安上がりの施設でも、非常に実現性に問題があるのではないかと思います。

実は、答弁のすり合わせの段階で、つい先日頂いた資料に、新ごみ処理施設整備基本構想と策定業務報告書、こういう資料をいただいたので、これに基づいて再々問を行います。

この報告書の一番最後のページに、今後の課題というのをコンサルタント、エックス都市研究所が踏み込んで書いております。

今後の課題の第1項は、施設建設用地の選定。これは、必要となる施設面積が1万5,000から2万平方メートルとなりますので、非常に広大な土地を要するので難しいであろうということでしょう。

次に、第2項として、事業手法の検討で、新ごみ処理施設の建設及び運営に当たり、採用する事業方式について検討を行う必要があると指摘されております。

財政面における事業方式別の検討を実施した結果、固形燃料を製造した場合の公設民営方式が行政負担額の最も少ない手法となったが、今後は財政面以外における事業方式別の利点と課題等の比較検討を行い、事業方式の検討を行う必要があると。これは、燃料化方式には、非常に大きな問題があるということを示しているのではないかなと思います。

第3項に、固形燃料の搬出先の確保という点で、固形燃料は外部への搬出先を確保することが必須となると、こういうことを書いてあるわけなんですけれども。ここまでコンサルが踏み込んで書くということは、極めて困難ということを示しているのではないかなと思います。

市長は、この今後の課題、これを一部事務組合が作っておりますので、よくご存じだと思いますけれども、この3つの課題をご覧になってどういう印象を持たれているか、お伺いしたいと思います。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 川人議員の再々問に答弁をさせていただきます。

11月2日から1月29日に、先ほど答弁しましたとおり、阿波市の阿波町、市場町、そして板野町、上板町の4町から候補地を再募集するに当たりましては、2万平方メー

ル以上の用地をとということで募集を行っているところでございます。

また、事業手法の検討につきましては、公設公営方式、またPFI方式、完全民設民営方式等がございますけれども、事業方式別の利点と課題等の比較検討を行い、また民間意識調査等の実施によりまして、本市にとってどのような方式が最適であるかを定める業務でございます。この業務を令和3年度中央広域環境施設組合、当初予算において、ごみ燃料化施設の整備に係る事業方式検討業務を予算化して、予定をしているところでございます。

また、再三、川人議員のほうからご提言をいただいております固形燃料の搬出先の確保については、県内には固形燃料を製造する会社も複数存在いたします。現時点で、幾つかの企業に対して打診を行っているところでございます。引き続き、受入先企業の模索を行っていきたいと考えております。

先ほど、副市長のほうから答弁をしましたとおり、この打診につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大ということから、企業さんのほうからちょっと時期が収まるまで待っていただきたいというようなこともありまして、現在は行っておりませんが、新型コロナウイルス感染症が終息次第、積極的に行ってまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、ご心配をいただいております、今、先ほど申しましたように、上板町、板野町、市場町、阿波町のほうから、いろいろな制約を設けまして、自治会の了承を得ていること、そして地権者の了承も得ていること、そして2万平方メートル以上の敷地を有することということで募集を行っているところでございまして、複数ありがたいことに応募をいただいているところでございますので、予定どおり3月末には早めに候補地を決定できるものとしております。

以上、頑張ってまいりますので、ご支援を賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 今、ご答弁いただいたわけなんですけれども、要するに手続的にはきっちり板野町、上板町等との協議会の中で進めていただいとると。ただし、内容的に実現性があるかどうかということにいくと、やっぱり少し考える余地がある。少しじゃない、たくさん考える余地があるのでないかと思えます。

これで、ごみの問題について総括させていただきたいと思えます。

新しいごみ処理施設の建設が迷走しているのは、理念もなく、戦術、戦略もうかがえません。太平洋の真ん中で海図もなく、コンパスもなく、漂流しているように見えます。その上、いろいろな課題が山積しています。

まず、新しいごみ処理施設に関して、市と地元自治会との約束で、吉野町、土成町への建設はしないということ。もう一つは、2025年7月までに立ち退くこと。この2つを約束しています。

したがって、今後は早く立ち退いてくれとの約束履行を迫られてきそうです。また、吉野川市が一部事務組合を離脱しますので、負担金7億2,000万円の大半を本市が背負うこととなります。

お役所仕事に染まってしまうと、結果を出せずに空白の4年間にしてしまうどころか、混迷を深めてしまいました。燃料化方式は、都合のよいところをつまみ食いして事業を組み立てています。リスクの多い、まるで砂上の楼閣を築いているようなものです。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によれば、排出者が最終処分まで責任を持つて行うことが義務づけられています。これが、今後の大きな課題になろうかと思えます。

また、大きな事業は最悪の事態を想定して一つ一つ手を打っていく、これが基本セオリーです。繰り返しますが、相手側の事情で阿波市のごみ処理の命運を握られるのは、いかにも不安定な行政運営です。

また、吉野町を最優先候補地と判断し、その後に除外した問題は総括することが先決です。

議会の関わりについても、一言申し上げます。

県内外の事例でも、議員が積極的に関わっている様子は聞きません。あくまでも、執行権を持つ市長部局が前面に立ち、議員が側面から支援するというのが健全な姿だと認識しています。

一方、市長ご自身のモチベーションを高めるため東京出張も大事でしょうが、全国のごみ処理場建設現場へ出向き、問題点を肌で実感していただきたいと願っています。吉野川市では、建設候補地を決めて、従来の処理方式で着々と成果を上げていると伺っています。

最後に、阿波市のリーダーは藤井市長ただ一人です。

市長に期待するしかほかに選択肢はありません。ご活躍を祈っております。

これで第2問目の質問を終わります。

第3問目は、太陽光パネルについてです。



太陽光発電は、ご存じのように、平成24年7月の再生可能エネルギー固定価格買取制度の創設をきっかけに導入が拡大してきました。

この背景には、国が定める当初の買取り価格は、1キロワット時40円と、海外に比べて相当高く、極めて有利な投資先と考えられたことによります。このため、高い利回りを期待した新興企業や海外資本の参入で、太陽光バブルとも言われる状況が発生しました。

本市の場合は、讃岐山脈の南斜面に開け、地勢的条件に恵まれていることから、太陽光パネルの設置が目立っています。

そこで、1点目は、本市における家屋の屋根等に設置している太陽光パネルの件数及び固定資産税の納入状況が分かればお知らせいただきたいと思います。

2点目は、事業者が所有している土地の事業用太陽光発電の件数及び面積、またそこから得られる固定資産税の収入は幾らですか、お伺いします。

一方、最近の動向として、菅総理が温暖化ガスの排出量を2050年度までにゼロにすると政府目標を打ち出しました。

日本の2019年度に占める再生エネルギーの割合は18.0%です。これは、ドイツ、イギリス、フランスなど、ヨーロッパ主要国の半分程度と、日本の出遅れは際立っています。今後、総力を挙げた取組が欠かせません。本市では、太陽光発電の設置がやや少なくなっている傾向があります。

そこで、3点目は、太陽光発電の設置に係る法律の規制はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 川人議員の一般質問、太陽光パネルについての1点目と2点目について、私より順次答弁をさせていただきます。

まず、家屋の屋根等に設置した太陽光パネルの件数及び固定資産税の収入状況はどうなっているかのご質問にご答弁させていただきます。

太陽光発電用の設備や工作機械、建物の附属設備など、事業用として取得した償却資産を持つ所有者には、地方税法の規定によりまして、毎年1月31日までに、1月1日時点の償却資産所有状況を、その所在地の市町村長に申告するという義務がございます。

太陽光発電設備につきましては、設置箇所が土地や屋根上等の区分にかかわらず、事業用として取得した場合には、償却資産としての申告により、固定資産税における償却資産として課税台帳に登録されまして、新築家屋の屋根仕上げ時に屋根材として施工された太

太陽光発電パネルを設置した場合には、評価時に家屋資産として課税を行っております。

議員ご質問の家屋の屋根等に設置した太陽光パネルの件数につきましては、阿波市ではほとんどが後づけされたものであり、設置者からの償却資産申告書には設置箇所、設置方法等の記載事項がございませんので、屋根に設置した件数及び固定資産税の収入状況は把握できていないのが現状でございます。

次に、事業用太陽光発電の件数及び面積、固定資産税の収入は幾らかとのご質問に答弁をさせていただきます。

事業者が所有し、償却資産として課税台帳に登録された太陽光発電設備の件数については、644件となっております。面積につきましては把握ができてはいませんが、太陽光発電設備を設置した土地を含む雑種地の面積といたしましては、271万4,654平米となります。

また、太陽光発電設備を設置することにより得られる固定資産税の収入につきましては、令和元年度決算で償却資産としての太陽光発電設備が1億2,083万2,000円のほか、太陽光発電設備を設置した雑種地が1億244万8,000円であることから、おおむね2億円程度と考えております。

再生可能エネルギー固定価格買取制度が始まった平成24年当時と比較しますと、約1億7,000万円程度の収入増となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 岩佐産業経済部長。

○産業経済部長（岩佐賢二君） 川人議員の一般質問の3問目、太陽光パネルについての3点目、太陽光発電設備に関して、規制の現状はどうなっているかについて答弁させていただきます。

本市は、県下有数の農業地帯であることから、農用地に太陽光発電設備を設置する場合には、農地に関連する法律、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法により規制されております。

太陽光発電設備を設置しようとする農用地がどのような要件を備えているかによって、手続の内容や許可までの期間が大きく異なりますが、最も許可までの期間を要する農業振興地域内の農用地を例に挙げ、説明させていただきます。

まず最初に、農業振興地域の整備に関する法律により策定した阿波市農業振興地域整備計画で指定しております農業振興地域内にある農用地、一般に青地と呼ばれる農地の場合

は、この指定農用地区域からの除外が必要となります。

この除外手続を農振除外申請と言い、本市ではこの申請の受付を毎年2回、4月と10月に、それぞれ1か月間行っており、申請から除外までに要する期間は、県との調整期間や公告期間などを含めると、6か月から7か月程度必要となっております。

この手続により、農用地区域から除外された農地を農用地区域外農地と言い、一般的に白地と言われています。この状態になって、初めて農地法に基づく農地転用許可申請が可能となります。

この農地転用許可申請は農業委員会で随時受付しており、毎月開催しております農業委員会の総会による審議を経て、最終的には県知事による許可証が申請者に交付されます。申請から許可までに要する期間は、申請内容に不備等がなければ2か月程度となっております。

このように、太陽光発電設備を設置しようとする土地が農業振興地域内の農用地であった場合は、工事着手までに農振除外申請から約1年の期間が必要となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） るるご答弁いただき、大変ありがとうございました。

自主財源の乏しい本市にとって、年間1億7,000万円程度の収入増が見込めることは貴重です。

しかし、よいことばかりではないようです。太陽光パネルは、製品寿命が20年から30年です。しかも、太陽光パネルには、パネルの種類によって、鉛、セレン、カドミウムなどの有害物質が含まれております。差し迫った問題として、地震、台風等により、太陽光パネルが損壊し、感染や土壌汚染などのおそれがあります。また、国の買取り価格の引下げにより、事業者の経営難などによる倒産の急増が指摘されております。

そこで、太陽光パネルを一般家庭の屋根に設置しているケースと、事業者等が所有している土地での事業用太陽光のケースの場合に区分して考えてみたいと思います。

まず、一般家庭の屋根に設置しているケースでは、太陽光発電を撤去し、処理するときには、産業廃棄物として取り扱われるのではないかと考えられます。したがって、所有者は、施工会社か販売会社に撤去を依頼することになります。撤去するときの費用の目安は、作業費、人件費、足場台などの費用が必要です。一般的には、設置時と同等の費用がかかると言われております。

次に、事業者が所有している土地での事業用太陽光設備のケースです。

実質的に事業が終了していても、コストのかかる廃棄物処理を行わずに、有価物だとしてパネルが放置される可能性があります。また、廃棄の費用を捻出できなくて、不法投棄されるのではないかという疑念もあります。

こうした放置や不法投棄を防ぐため、全国的には事例は少ないですが、電気を売って得た収入の一部を廃棄処理などの費用として積み立てておくことを条例で定めている県もあります。

行政は、半歩でも一歩でも先を読み、対策を講じておくことが大切ではないでしょうか。本市最大の産業である農業にも大きな影響が及びそうです。

そこで、太陽光発電設備の廃棄処理に関して、早めに研究、検討しておくことが大事です。どのような対策を講じようと考えていますか、お伺いします。

○議長（松村幸治君） 春木副市長。

○副市長（春木尚登君） 川人議員の一般質問の3問目、太陽光パネルについての再問について答弁をさせていただきます。

太陽光発電設備の廃棄物処理にどのような対策を講じるのかとのご質問でございますが、最初に再生可能エネルギーのうち、全国の太陽光発電導入状況についてご説明いたします。

平成24年7月から施行された固定価格買取制度について、平成30年9月末現在の状況では、住宅型太陽光発電が587万キロワット、非住宅型太陽光発電が6,585万キロワットが認定を受けており、そのうち運転を開始しているものが、住宅型太陽光発電が568万キロワット、非住宅型太陽光発電が3,580万キロワットとなっております。

太陽光発電設備は、これまでのところ国の方針もあって、様々な事業者が行いやすい状況があります。議員ご質問にもございましたが、太陽光パネルには有害物質（鉛、セレン等）が含まれており、発電事業終了後、太陽光発電設備が放置、不法投棄されるのではないかという懸念がございます。

廃棄物処理法に基づきますと、太陽光発電設備の廃棄処理の責任は、太陽光発電事業者、または解体事業者などの排出事業者にあります。発電事業が終了した時点で、廃棄等費用が工面されていれば、放置、不法投棄されるリスクは少なくなると考えられます。

このような中、固定価格買取制度創設以来、廃棄物処理法等に基づく適正処理を促すために、廃棄等費用の積立てを確実に担保する制度が求められてきました。固定価格買取制

度に基づく調達費用が国民負担によって賄われていることも踏まえ、国のワーキンググループによる制度検証が2018年度より行われており、本年6月、第201回通常国会において、廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度等を内容としたエネルギー供給強靱化法が成立をいたしました。

エネルギー供給強靱化法は、2022年4月1日が施行日となっており、10キロワット以上の事業用太陽光発電事業者は、廃棄費用の外部積立てが原則義務化されることとなっております。

このような状況下におきまして、今後は本市といたしましても、太陽光発電設備等の適切な設置と自然環境の調和を図るため、国、県の動向にも注視しつつ、対応策を考えてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 太陽光パネルについては、るるご答弁いただきまして、これで了解といたしたいと思います。

最後に、一言申し上げます。

今年はコロナに明け暮れた令和2年にあり、間もなく暮れようとしております。

市長、職員の皆さんには、健康に留意されて、正月はゆっくり骨休みをして英気を養っていただけたらと思います。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（松村幸治君） これで9番川人敏男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番中野厚志君の一般質問を許可いたします。

7番中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 議席番号7番、日本共産党中野厚志、ただいまから一般質問を始めます。

最初に、報告とお礼というか、そういうことを話したいと思います。

1月9日の徳島新聞に、阿波町の王地住宅の火災の記事が載っておりました。84歳のおばあさんが火災を起こしてやけ出されました。本人は、もう火がついた瞬間に飛び出たので、けがをすることも何もなかったんですけども、その後、吉野川医療センターに運ばれて、しばらくそこでおり、現在は徳島市の——（3字取り消し）というところで暮らしている。何回か公衆電話等から電話がありまして、今までと違った環境で暮らしているので、少し体調を崩している面もあるけど元気だっていう、そういう状況です。

そういう阿波市に籍を置いて、よそで暮らしている、そういう先ほどのおばあさん。また、その人には息子がいて、その方も板野町のほうの施設に入っています。そういう方々に、市のほうの社会福祉課の職員の方がお金を持っていったり、様子を見に行ったり、そういう形でいろいろなさってることに感謝したいと思います。

それでは、最初の少人数学級実現のためにという質問をしていきたいと思います。

県教委は10月、公立学校32校の小学6年生、中学1年生、高校1年生から抽出した2,544人を対象に、心の状態や新型コロナの影響についてアンケートをしました。

その結果、不安やストレスの有無についての設問では、ある、少しあると答えた児童・生徒の割合は60.8%に上りました。このうち、新型コロナが影響していると答えたのは39.2%でした。不安やストレスの内容は、複数回答ですが、自分や家族が感染すること、学校行事のこと、部活動を含む文化、スポーツのこと29.0%。学校行事が34.3%。また、担任教員が250人にも、児童・生徒の状態を調査。新型コロナが影響する不安やストレスの有無について、ある、少しあると回答したのが77.2%に上りました。

不登校生も発生している学校もあると思いますが、こういう実態から、コロナ禍の長期の休業を経た子どもたちの学びの遅れと格差、不安とストレスの状態に対し、どのような対応をしているのか、お答えください。

○議長（松村幸治君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 中野議員の一般質問の1問目、少人数学級（20人学級以下）の実現のための1点目、コロナ禍の長期の休業を経た子どもたちの学びの遅れと格差、不安とストレスの状態に対し、どのような対応をしているのかについて答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症のため、臨時休校が今年度当初から5月20日まで延長されました。

学びの遅れに関しましては、夏休みに授業時間を確保するために登校日を設け、ICT機器を活用した魅力ある授業を目指し、取り組んでまいりました。

また、市の学力向上推進講師に加え、8月末から県の学習サポート支援員による一人一人、個に応じた学習支援も行っているところです。現在、コロナ禍の中での学びの遅れや格差は、ほとんど見られないと考えております。

学校では、多くの児童・生徒が、様々な悩みや不安等、心理的なストレスを抱えているということを前提にして、少しでも気になる子どもがいれば教職員間で情報を共有しながら、子どもの思いをしっかりと聞くことを基本とし、保護者と連携を取りながら、子どもの不安解消につなげているところです。

今後、学級担任や養護教諭を中心に、日常的に児童・生徒の様子、特に心身の状況や人間関係、身なり、言動等について丁寧に観察をするとともに、生活アンケート等も行い、スクールカウンセラーの活用、スクールソーシャルワーカーの活用も視野に入れながら、全教職員で状況把握とその対応に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁いただきました。

今の答弁と、ほかの議員の教育に関する質問の答弁から考えますと、阿波市の場合は、そんなに私が指摘したような子どもたちがたくさんいるわけではないし、少ないと考えますけども、やはり少なくとも、そういう子どもたちを少しでもなくしていこうという考えは必要と思います。今の子どもたちの状態ですと、手厚い教育、柔軟な教育が必要とされていると考えます。

答弁にもありましたが、特にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用も視野に入れながら、心のケアにしっかりと努める手厚い教育をしていると言われました。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

現在、県内では、阿波市もそうですが、学校現場では大きなクラスターは発生していませんが、3密というのは避けるのが基本です。しかし、学校の教室は身体的距離の確保というコロナ対策と矛盾する現状があります。その現状と手だてはどのようにしているのか。

3番目に、子どもの実態から出発し、詰め込みでない柔軟な教育を実現するためには、一人一人の子どもたちに寄り添い、向き合える教育環境が必要です。そのためには教員の加配です。コロナ禍での教員の加配増と学習内容の精選について、どのように取り組まれ

ているか。2点、お答えください。

○議長（松村幸治君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 中野議員の一般質問の1問目、少人数学級の実現のための再問、学校の教室は身体的距離の確保というコロナ対策と矛盾する、現状とその手だては。それと、コロナ禍での教員の加配増と学習内容の精選について、続けて答弁いたします。

現在、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づいて、小・中学校の学校運営が行われているところです。

学校では、できる限り3密を避けるため、人との間隔が十分取れない場合のマスクの着用、手洗いなどの手指消毒など、基本的な感染対策を継続して行い、学習内容や活動内容を工夫しながら、子どもの学びの保障をしているところです。

学校の新しい生活様式による基準では、地域の感染レベルがレベル2までは、教室での身体的距離の確保は1メートルを目安に取ること。また、1メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行い、マスクの着用の徹底に努めることとしております。

市内の小学校でも、十分間隔が取れない学級に関しましては、学級を2分割し、ICTを活用し、校内オンライン授業を行うなど、密にならないよう工夫しているところもございました。

今後、学校の創意工夫した取組を校長会等で共有しながら、学校運営に活かしてまいりたいと考えているところです。

続いて、コロナ禍での教員の加配増と学習内容の精選について答弁させていただきます。

コロナ禍において、8月末から10名の学習サポート支援員を配置し、子どもの学びの保障のために頑張らせていただいているところです。

しかしながら、コロナ禍の中で、児童・生徒に対する学習指導だけでなく、3密を回避するための生活指導、校内の消毒など、教員の1人当たりの負担も大幅に増加し、長時間労働にもつながってきております。

これまでも、本市に対しまして、県から多くの加配教員をいただいておりますが、今後、県に対しまして、コロナ対策を視野に入れた少人数学級などの教員加配についてしっかりと要望を行ってまいります。

続きまして、学習内容の精選についてでございますが、授業時間の確保のため、夏休み



を短縮したことや教員の研修がほとんど中止になったことから、特に学習内容の精選を行わず、当初の年間計画に基づき、授業は行われております。

また、児童・生徒が楽しみにしている学校行事等も中止にすることなく進めているところではありますが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、運動会などの学校行事等では、活動内容の見直しや活動時間の短縮を行い、実施しているところです。

今後とも、新しい生活様式の中で、子どもの学びの保障と、子どもたちが満面の笑顔で学校生活ができるよう体制を整えてまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁いただきました。

学校では、今、スクールカウンセラーっていう方が配置されていると思うんですが、私はすごく大切な役割を担っていると思っています。私も現職のときに、スクールカウンセラーの先生が来られてしていただきましたけども、目立ちませんけども非常に大切な役割だと思っています。

再々問なんですけども、分かる範囲でお答えいただきたいんですけども。現在、スクールカウンセラーは、阿波市では何人ぐらいがどのような形で配置されて活用されてるのか。また、最近スクールソーシャルワーカーという方も派遣されているところもあると聞いてます。その方たちは、心のケアというよりも、むしろ勉強や作業の手助けをするというふうに聞いております。

先ほど、答弁であった学習サポート支援員と、もしかしたら重なるところがあるかもしれませんが、その今、阿波市での実態、配置、活用の仕方。それからまた、スクールカウンセラーの方というのは、いろんな資格を取ったりして大変なんですけども、しかし実際報酬は時給だと聞いております。インターネットとかで調べると、大体330万円から400万円という金額を出しているところがありますけども、実際の所はどうか。地域の方から、スクールカウンセラーをやっている人が非常に報酬が少なくて苦慮するという声もちらっと聞きましたので、分かる範囲で結構ですので、お答えください。

○議長（松村幸治君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 中野議員の再々問について、スクールカウンセラー、またスクールソーシャルワーカー、それらの具体的な配置であったり、また仕事の内容等についてお答えさせていただきます。

スクールカウンセラーは、もうご承知のとおり、臨床心理士の資格を持っておる教育相談もする方であります。全ての中学校校区に配置しております。ただ、その中学校校区の中の小学校の子どもさんも対象にしておりますので、市内では4名の配置となっております。

持ち時間につきましては、ちょっと今、はっきりしたことは申し上げられませんが、もう大体がほとんど週1回の日、小・中学生の子どもさんや保護者などが活用しておると聞いております。

続いて、スクールソーシャルワーカーにつきましては、これは教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識、技術を有する方で、子どもたちの置かれた環境への働きかけや、関係機関等へのネットワークの構築など、課題解決の対応を図っていく方でございます。

そのスクールソーシャルワーカーは、むしろ様々な問題を抱える子どもたちにしっかり向き合い、寄り添い、それで家庭の中に支援をしていただくという役割も担っていただいております。

そのような、特にスクールカウンセラーあたりも、専門的な心理的な支援を行うという、今ではもう欠かせない存在として、いろんな学校で活用しているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁いただきました。よく分かりました。

スクールソーシャルワーカーという方も非常に重要な職だということも本当によく分かりました。

学校は、コロナ禍でいろいろ悩みながら運営していく中で、私はいつも春に運動会をしている学校に、秋にその運動会を見に行きました。子どもたちの生き生きとした、それこそ満面の笑顔の姿が見られました。

授業も大事ですが、学校行事は子どもたちにとって楽しみにしていることです。運動会のように、1日じゃなくて半日とか、大運動会じゃなくて小運動会というように、工夫してしっかりやってほしいと思います。

そして、一人一人の子どもたちを大切にすれば、行き着くところは少人数学級です。安全・安心な教育環境がいいなら、少人数学級が一番の解決策です。

令和2年7月2日、全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長の3者の連名で緊急提言を出し、さらに少人数編成を可能とする教員の確保を文部科学大臣に要請したことは大きな転機だと思います。

学校再開直後の分散登校で十数人で授業が行われた際に、子ども一人一人の表情がよく分かる、子どもそれぞれのつまずきをつかんで丁寧に指導できるという声が寄せられ、少人数学級のよさが論より証拠で実感されました。

しかし、阿波市の場合は、小学校は40人学級の基準で見ますと、2クラスあるのは2つしかありません。また、1年生も35人学級の基準で、2クラスあるのは1つしかありません。ですから、阿波市全体の小学校を見たら、2クラスあるのは3つしかありません。ということで、こういう言い方はおかしいんですが、自然に30人学級、20人学級ができています。恵まれていると思いますが、さらに教育委員会のご努力で加配もしっかりいただいて、少人数での体制がかなりできるように感じますので、子どもたちの健やかな成長のためによりしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

中央広域環境施設組合について。

施設の排出基準等について答弁をお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 中野議員の一般質問、中央広域環境施設組合についての1点目、施設の排出基準等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

中央広域環境施設組合では、ごみ処理施設が稼働することによって排出される排ガス等について、組合が定めた厳しい施設運営基準を設け、運営されております。

また、排ガス等の排出による周辺環境調査については、年度ごとに指名競争入札により業者を決定し、調査を実施しております。

この調査は、6月から2月までの9か月間にかけて実施されており、調査項目は、ごみ質及び組成成分、排出ガス、精製ガス、大気、地下水質、臭気、土壌汚染、騒音・振動、作業環境中のダイオキシン類、以上の9項目について実施をしております。

令和2年7月2日開催された、令和2年第2回中央広域環境センター公害防止審査委員会において、令和元年度の調査結果が報告されております。9項目の調査結果については、調査報告書にまとめられ、施設管理者に提出されておりますが、その調査結果についても、令和2年11月8日に開催の令和元年度中央広域環境センター周辺環境調査結果報

告会において、地元住民の方への説明も行っております。

また、中央広域環境施設組合のホームページでも調査結果を公開しており、自由に関覧、確認をすることが可能となっております。

調査結果に関する市民の皆様のお問合せにつきましても、随時、中央広域環境施設組合にて対応をしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁いただきました。

今の答弁の中で、周辺環境調査に係る住民説明会が今年11月8日に開催されたと報告がありました。例年であれば、8月最終日曜日に開催されていまして。

私は、これまで2回参加しましたが、その住民説明会では、出席者から活発な意見と問題点の指摘がなされていたことに感心をしていました。住民自治のあるべき姿を見たように思いました。

今回の周辺環境調査に係る住民説明会は、コロナ禍を理由に開催が延期されました。ところが、その一方で、新ごみ処理施設最有力候補地に関する住民説明会は、一部の特定の自治会だけを対象にして、8月下旬に2回も開催されていまして。これは、新聞報道されたので、市民の皆さんもご存じのとおりです。

ここで疑問が生じます。

つまり、毎年8月の最終日曜日に開催されていた周辺環境調査に係る住民説明会を、コロナ禍を理由に開催延期をしておきながら、新ごみ処理施設最有力候補地に関する住民説明会を、一部の特定の自治会だけを対象にして2回も開催していたことの是非であります。実際、中央広域環境施設組合の整合性の取れていない、このちぐはぐな行政行為には不信があり、疑問視をしている市民もいます。

市長は、この中央広域環境施設組合の管理者でもあります。この2つの住民説明会について、一方で開催をし、他方でコロナ禍を理由として開催を延期としたことについて、市民、特に周辺地域住民に対して、その責任を果たすべき必要があると思います。

質問通告に市長の名前はありませぬので、再問の1つ目として理事者側の答弁を求めたいと思います。

2点目。また、周辺環境調査に係る住民説明会が今年11月8日に開催されましたが、ある周辺地域住民によると、開催日の案内通知が1週間程度前に届いたそうです。当

日の住民説明会に出席をした周辺住民からは、1か月前には案内通知をすべきじゃないんか。1週間前程度では、住民の中には出席したかったのに予定が入っていて参加できない住民もいたはずだと発言した出席者もいたそうです。

私自身も出席しようと思っていたんですが、いつか分かりませんし、もうあらかじめ徳島市である午前、午後やった2つの大きな研修会に、もう参加を予定していたので参加できませんでした。

周辺地域住民の中には、中央広域環境施設組合が住民説明会に出席をする人数をできるだけ少なくなるように、わざと1週間程度前に到達するように案内通知を出したのではないかといぶかしがる住民もいたようです。

市長は組合管理者でもあることから、中央広域環境施設組合の住民説明会の案内通知の発送の在り方について、これはご存じでしたでしょうか。

また、周知期間の徹底の観点からも、何日間ぐらいあれば十分と考えていますか。理事者側の答弁を求めます。

以上、再問2つ。なぜ11月8日に延期したのか。その一方で、別な説明会をやっていた。そして、もう一丁は、1週間前にこの案内を発送するということ自体についての考え方です。よろしくお願いします。

○議長（松村幸治君） 中野議員に一言申し上げます。

前回の議会でもございましたが、またできる限り、通告義務がございますので、先ほどの高田教育長の答弁に際しましても、ちょっと通告はございませんでした。許可をいたしました。理事者側もできるだけこの議場で正確な答弁ができるように、これからはまた協力、よろしくお願いを申し上げておきます。

できる範囲内で、理事者側。できましたら、答弁。

それでは、矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 中野議員の再問、まず11月8日に開催いたしました周辺環境調査報告会につきまして、例年8月のところを11月に開催されたということで、それがなぜ遅れたのかということでございます。

こちらの事務につきましては、中央広域環境センターのほうで全て実施をしております。それで環境センターのほうと地元の会議等をやっております。

今、急遽、資料は持ち合わせがございませんので、この点について、その他会議とか、そのときの状況を踏まえて、地元の方と説明して会議の開催を了承したものと考えており

ます。よろしく願いいたします。

それと、案内通知につきまして、1週間程度前に届いているということでございました。当方といたしましても、1週間以上、できたら2週間ぐらいの期間を置いて通知を差し上げたいと思います。

今後、センターのほうとも連絡を取りまして、できるだけ早い時期に通知を差し上げたいと、そのように思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたしたく思います。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 中野議員から新ごみ処理施設の建設について、コロナ禍にもかかわらず、なぜ開催したかというご質問だろうと思います。

再々申し上げますとおり、この事業につきましては緊急性を要しております。私どもとしましても、吉野町の一部、それから土成町の16地区において、事前にですので、1か月前ぐらいに文書を提出させていただきまして、感染防止に対するガイドラインをしっかりと守って開催したところでございます。

事業の重要性について、喫緊を要する課題がございましたので開催した。それに伴いまして、再度申し上げますけれども、コロナ感染症が拡大しないようにガイドラインをしっかりと守って実施したということでございます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁いただきました。ありがとうございます。

それでは、あとは質問の中にありますように、排出基準についてのことで、幾つかちょっと要望、意見を言わせていただきます。

一つは、平成15年8月1日に中央広域環境施設組合と当時の吉野町、土成町との間で覚書が締結されています。

その中には、その運営に当たり、公害関係法令に定める排出基準を守り、周辺地域の生活環境や農作物に影響を及ぼさないようにするものとする。それから、そこに定める基準を超え、また超えるおそれがある場合は、直ちに施設の運転を停止するとともに、速やかに阿波市に届けるものとする。そして、点検、修理等を行い、安全が確認された後でなければ運転を再開しないものとするがあります。

中央広域環境施設組合から、幾つかそういう廃棄物の資料が、いわゆるこれ調査ですね。年4回行った調査による資料が出ています。その中の一つのダイオキシン類等の調査

っていうんがあります。

ダイオキシン類等の有毒物質が施設基準値を超過した環境調査結果がもし測定値として出たときには、その旨の報告を中央広域環境施設組合から阿波市に対して届けるという法律となりますが、それが実際にどうだったかちゅうことをまたお調べいただきたいと思います。今日は質問しません。

それから、私が手に入れている資料の中に、ダイオキシン類等の調査結果というのがあるんですが、その中には平成20年頃に実際に中央広域環境施設組合は、普通の法令の基準を0.1としたら、それよりももっとさらに厳しい基準、0.01としてダイオキシン類のその排出の基準を作っています。

当時は、平成20年6月は、施設基準値のおよそ57倍の0.57という数値を記録しております。また、それから二、三年は、同じように0.01を超えたダイオキシンの基準値が出ております。そのことについて、こんだけ基準値を超えた排出をしてるんであれば、当然報告があつてしかるべきだと思いますが、その辺のことについてはまたお調べください。

それで、また出とるんであれば、やっぱりその原因を調べて、一遍止めて、安全を確認してから再開するはずでしょうが、それについても実際そういうふうになされたのかちゅうのはよく分かりません。また、そういうこともぜひ調べていきたいと思ひますし。

特に、広域環境センターができるときには、自家発電をするからエネルギーコストの節約になると。それから、焼却灰とか臭いもないし、公害もないしっていうようなことも言っておりました。

しかし、実際に建ってみると、自家発電のエネルギーの割合は20%から30%で推移しとるし、煙も出とるし、臭いもあるし、焼却灰も平成29年には156トン、くずスラグですけども出ております。そういうのが出たら、結局は処分処理場に引き取ってもらうお金、それを運搬するお金っていうのがかかります。

それから、それを作るときには、これは燃やすんでなくて熔融炉で溶かすからダイオキシン類等はないというふうに言われていましたけども、実際は出ております。そして、その煙突が4つあるんですけども、ガスエンジンNo.1、No.2、ガスたきボイラー、燃焼放散塔っていうのがあるんですけども、燃焼放散塔というのは非常時にしか使わないというふうに言われとったんですけども、よく調べてみると結構何回も出してるんですね。こんだけ回数を出すのが非常時かというふうな周辺住民の声もありますので、そういう点につ

いてまた機会がございましたらお調べいただきまして、周辺住民のために、健康のために、少しでも施設基準値を上回らないような、そういう排出になるようによろしく願いいたします。

それでは、3番目の入札制度について参ります。

8月24日に入札心得の改正という通知が出ました。

なぜ、この入札心得の改正というのが出たのか。どういう事実関係があったり、何か法令にそぐわないような行為があったのか。それで、多分入札心得の改正というのが出たと思うんですが、それについて1つはお答えください。

もう一つは、最近、今年の落札状況について。

2問続けてお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 中野議員の一般質問3問目、入札制度について2点質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の入札心得の改正について答弁をさせていただきます。

阿波市競争契約入札心得につきましては、阿波市が発注する建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札を行う場合において、入札参加者は地方自治法、阿波市財務規則、その他法令を遵守するほか、この心得の定めにより入札を行います。

この心得では、入札に関する留意事項、公正な入札の確保、入札執行回数、入札の辞退、入札の取りやめ、入札が無効となる事項等について規定しているほか、落札者の決定、契約の締結、前金払いの特約などについても定めています。

本市では、公正な入札を確保するため、各事業ごとの入札状況や各企業の入札資格、そして建設業界を取り巻く社会情勢等を踏まえながら、必要に応じて入札心得の改正を重ねており、その都度、入札参加有資格者に周知しているところです。

続きまして、2点目の落札状況についての答弁をさせていただきます。

今年度の11月までの落札状況であります。落札件数は147件、不調が13件となっており、不調の原因といたしましては、入札参加者が1人のみとなった場合や、応札者なし、また本市の公共工事、入札制度における最低制限価格のランダム係数の数値による入札参加者の失格が上げられます。

今後、公正な入札制度の維持を目指し、入札結果等を検証しながら継続的に行い、課題について、阿波市入札制度改善検討委員会を開催し、検討を行ってまいりたいと考えて



おります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁いただきました。

今の答弁、こちらの質問2つに対する答弁として、1つ目の入札心得の改正の件について、どういう内容が書かれてあるかっていうことを答弁として言うのが当たり前かもしれませんが。私としては、その8月24日に心得の改正の通知が出とるわけですね。これが何で出たのかっていうところをやっぱり一番知りたいわけですよ。そこは追求しませんが。

でも、入札心得の改正の内容を見てみると、1つはほかの入札参加者に対して、入札関係情報を開示してはならない。改正したというのをね。2番目は、電子入札において、電子証明書の保管及び取扱いに関して十分に注意を払うとともに、他の入札参加者と同一の建物、または同一の端末を利用して入札をしてはならないというふうに、市から出された入札心得の通知には書いてあります。っていうことは、これに関係しとるようなことがあったので、こういう心得が出たんだと思います。

それと、落札状況が不調が13件。これは、やっぱりちょっと普通から考えると多いように感じます。せつかく市から公共事業を発注して入札をしてるのに、誰も落札ができない。こういうのは、ちょっと何か悲しいというか、どうなつとるんかというふうに考えます。

そして、こちら側の考え方を言わせてもらいますと、この8月24日に入札心得の改正を出した一番大きな理由となっているのは、令和2年8月5日の開札の案件番号533番と546番における入札状況であると考えています。

それはなぜかといいますと、533の案件については誰も落札をしていません。546のほうは落札者が決定しています。どちらも失格がほとんどです。それで、特に533の案件につきましては、最低制限価格と同じ金額を1つの業者は出しています。普通であれば、最低制限価格と同じ金額が出とんであれば、その業者が落札となっていんですけども、実際は無効になっています。それ自体がおかしいなと思いますし。

546のほうは、1社が最低制限価格よりも2,000円高めの金額を出してますので、ほかが失格で、その業者が落札って言います。しかし、1社だけが2,000円だけで落札っていう。ほいで、ほかが全部失格。これは、落札者が出たからってということでは

なくて、やはりその入札制度自体をもう少し考えなんたら、不調が十何件も出ていると。ほいで、その落札結果を見たら、失格者が物すごく多い。これは、私らはちょっと疑問に思います。

それで入札心得の改正を出しとるということは、もう少し入札についていろいろ考えてもらいたいと思います。

入札契約適正化法っていうのが出ておりますけども、その10条によりますと、もし何か起きれば、公正取引委員会に通報するっていうふうに法令がなっています。それが何かっていうのは、私的独占の禁止、公正取引の確保ということで、この特に533の入札は入札談合案件というふうに見る人もいます。

そういうふうに疑われるようなことをやってはいけないと思いますんで、ぜひまた以前の議会でも笠井安之議員のほうの質問がありましたように、その中の答弁で公共嘱託登記業務以外の業務嘱託入札では最低制限価格を設けず、設計価格、あるいは予定価格の60%程度を下回る入札額を提示した業者で落札。しかし、落札候補となる業者については、それがちゃんと業務遂行可能か、そういうことをちゃんと管理者は調べます。

同じように、私が発言した中にも、板名用土地改良区の入札制度についても同じように最低制限価格を設定せず、発注者が事前に決定した価格水準以下の入札額を提示した業者が落札候補となった場合、工事費内訳書の提出と工事遂行可能かどうかや、先ほど言ったように、きちんとできるかというような、そういうのを調べるというふうになっております。

こちらからいいますと、安い値段で競争して落札した業者が、結局一生懸命企業努力をしますので、最小の値段で最高の成果を上げるように努力するわけです。それによって品質の良い、品質の確保が行われた工事ができると思います。

ちょっとこういう言い方はあれかもしれませんが、最低制限価格の価格水準を引き上げても、本当にきちんと仕事をしてくれるかどうか、品質の確保をした工事をしてもらえるかどうかっていうのは、時々疑われる場合があります。それが、やっぱり発注者側が徹底的にもっと厳格な検査とか監督をして、初めて品質確保が行われると思います。

そういうような、管理監督者の厳しい審査っていうものと、それから最低制限価格をもっと下げてというか、もうけはなくても、そこで努力することによって品質の良い、きちんとした工事はしてもらえる。そういう考え方を、ぜひ持ってほしいと思います。

今、阿波市の入札制度は、県と同じだというふうには言っておりますけども、最低制限

価格の事後の公開、それからこのランダム係数については、ちょっと法令的におかしいんじゃないか、違反するんじゃないかという説もありますし、そういう文書も出ております。また、そういう点でご検討を願いたいと思います。

それでは、4番目の質問に移ります。

平和を守る取組について。

武力は何も解決しない。この言葉は、日本国憲法の第9条の平和の精神を端的に表現した、私が一番好きな言葉の一つです。武力は何も解決しない。

核兵器禁止条約の批准国が50か国となり、来年の1月22日に発効されることになり、核兵器のない世界の実現が現実的な課題となってきました。

核の傘が本当の平和な世界を作り出せるでしょうか。被爆者の方々がそれを望んでいるでしょうか。これは、私の請願で読んだ文章の中にも入っておりました。

国連の軍縮担当事務次長、これは日本の女性がやっておりますけども、核兵器禁止条約が軍縮の国際枠組みの新たな柱となること。また、新型コロナウイルスは武器のみで、安全保障をもたらさないことを明確にしていると述べています。核兵器を含めて、各国で膨張を続ける軍事費の在り方には発想の転換が必要だとも強調しています。

今、世界の隅々から平和への声を上げるときです。阿波市からも、平和への熱い思いを伝えていってほしいと思い、質問しました。

阿波市では、平和を守る取組としてどんなことをしてきましたか。それに関連して、市長の平和への願いと抱負を聞かせてください。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 中野議員の一般質問、平和を守る取組についての1点目、阿波市では平和を守る取組としてどんなことをしているのか。2点目の市長の平和への願いと抱負を聞きたい。その質問に答弁いたします。

平成18年第1回阿波市議会定例会におきまして、将来にわたり非核平和の自治体たることを宣言する非核平和都市宣言に関する決議が可決されまして、平成21年度には、核兵器廃絶の市民意識を喚起し、世界恒久平和の実現を目的とする平和首長会議に加盟いたしました。

また、市民の皆様幅広くご理解をいただくため、現在庁舎東側の市道沿いに、「非核平和宣言都市宣言のまち 阿波市」の懸垂幕を設置しております。

加えまして、広島で被爆しましたアオギリから新しく芽生えた芽を譲り受けまして、庁

舎へ植樹を行い、平和への願いを芽生えさせているところでございます。

さらに、毎年8月には、市役所、各支所、各市立図書館におきまして、平和写真展を開催し、市民の皆様をはじめ、特別職も含めた市役所職員へ、「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」活動も行ったところでございます。

このような取組を行うことで、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代へ伝え、市民の皆様に平和を守る意識の共有と啓発を図っているところでございます。

また、例年5月に実施しておりました戦没者追悼式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、残念ながら今年度は中止といたしました。毎年地元中学生が参加し、沖縄修学旅行での体験を基に、平和への誓いの言葉を述べております。

私たちは唯一の被爆国として、今日の日本の平和で豊かな日々が、多くの尊い犠牲と苦しみの上にあることを再認識するとともに、今後も引き続き戦争の悲惨さを後世に伝え、平和を守り、受け継いでいく活動に努めてまいり所存でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 議員になって10回目の議会で、初めて市長から答弁いただきまして、感激しております。

阿波市での平和への取組は、さすが非核平和宣言都市宣言のまちらしく、結構地道に取り組まれてきていると感じました。そして、市長から、私たちは唯一の被爆国として、今日の日本の平和で豊かな日々は、多くの尊い犠牲と苦しみの上にあることを再認識するとともに、今後も引き続き戦争の悲惨さを後世に伝え、平和を守り、受け継いでいく活動に努めていくと、力強いお言葉をいただきました。

戦後75年が経過しました。しかし、先人たちが残したことが、広島原爆資料館に行ったときに見た言葉ですが、原爆乙女の「戦争はこの世の地獄」、小説の中の「この世で最大の罪悪は戦争と貧乏」、そういう先人が残したことを忘れず、そして現在、世界では、国から軍隊と基地をなくし、その分のお金を教育や社会保障に充ててそれが行き渡り、世界の中で国民の幸福感、私たちの国が一番幸せだという世界一のコスタリカという国が中米にあります。そういうコスタリカのように、平和で住みよい阿波市、日本、世界を築くために頑張っていく決意を述べて、質問を終わります。

○議長（松村幸治君） これで7番中野厚志君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

- 日程第 2 議案第 100号 令和元年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第 3 議案第 101号 令和元年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 4 議案第 102号 令和2年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 議案第 103号 阿波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 104号 阿波市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について
- 日程第 7 議案第 105号 阿波市印鑑登録条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 106号 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 107号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 108号 阿波市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 109号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 111号 土成健康センターの指定管理者の指定について
- 日程第 13 議案第 112号 土柱休養村センターの指定管理者の指定について
- 日程第 14 議案第 113号 市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 114号 阿波市立図書館等の指定管理者の指定について
- 日程第 16 議案第 115号 阿北環境整備組合を組織する地方公共団体の数の減少及び阿北環境整備組合の規約の変更について

○議長（松村幸治君） 次に、日程第2、議案第100号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第7号）についてから日程第16、議案第115号阿北環境整備組合を組織する地方公共団体の数の減少及び阿北環境整備組合の規約の変更についてまでの計15件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第100号から議案第115号までについては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会におかれましては、第4回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いをいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

10日午前10時から総務常任委員会、11日午前10時30分から文教厚生常任委員会、14日午前10時から産業建設常任委員会です。

なお、次回の本会議は12月17日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後0時16分 散会